

## 平成14年度第4回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成15年2月18日(火)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

### 記

1. 日 時 平成15年2月18日(火) 10:00~10:40
2. 場 所 パレス神戸(神戸市中央区)
3. 議事要旨

### 1号議案：阪神間都市計画都市高速鉄道の変更(都市高速鉄道阪神電気鉄道本線の変更)

#### 【議案の説明】

阪神電鉄本線の甲子園駅以东においては、幹線街路である小曾根線及び競馬場線をはじめ、道路との平面交差が6箇所あり、踏切による交通渋滞や事故の発生など、道路交通の大きな障害となっているだけでなく、鉄道により市街地が南北に分断されるなど、均衡のとれた都市の発展の阻害要因となっている。

このため、当該区間の鉄道を連続的に高架化することにより、踏切の除去や新たな交差道路の整備を行い、道路交通の円滑化と安全性の向上を図るとともに、南北市街地の一体化や鳴尾駅のバリアフリー化を図るなど、安全、安心で快適なまちづくりを進めるため、都市高速鉄道阪神電気鉄道本線を変更するものとする。

#### [概要]

都市高速鉄道 阪神電気鉄道本線 延長6,260m(延長の変更)

#### 【採決の結果】

原案どおり可決

### 第2号議案：阪神間都市計画公園の変更(9.7.3号有馬富士公園の変更)

#### 【議案の説明】

有馬富士公園は、阪神間において広域かつ多様化するレクリエーション需要に対応するため、豊かな自然環境に恵まれた三田市の有馬富士、千丈寺湖一帯を含む広域公園として平成元年3月に都市計画決定した。

本公園は、平成元年3月に事業着手し、現在、林の生態園、野鳥の広場など約65.5haが開園しており、年間約40万人の来園者に利用されている。

今回、道路と立体交差する新設の園路1箇所及び既存の園路1箇所について、公園施設として位置づけるため、公園区域を変更する。

#### [概要]

9.7.3号有馬富士公園(広域公園) 面積約416.3ha 約416.3ha  
(区域の変更)

#### 【採決の結果】

原案どおり可決

### 第3号議案：ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について

#### 【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である尼崎市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、阪神電鉄出屋敷駅から南へ約2 kmに位置する工業専用地域であり、周辺は工場等が立地している。

当該施設は、廃棄物からの有価物の回収及び再資源化が困難な廃棄物の減容化のための中間処理施設として、破碎処理を行うものである。

[ 概 要 ]

位 置：尼崎市東浜町

面 積：約1,700 m<sup>2</sup>

処理能力：廃プラスチック類 9.6 t / 日

木くず又はがれき類 189.28 t / 日

【採決の結果】

**原案どおり可決**

.....

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
都市行政係 078-362-3587

なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録（全文）についても、3月下旬には同センターにおいて閲覧することができます。